

八戸市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）が、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市、当該利用者の家族等に報告するために必要な事項を定め、事故の内容説明や賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この要綱の対象となる事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 八戸市の被保険者に対して介護サービスを提供するもの
- (2) 八戸市内を所在地とする介護保険法（平成9年法律第123号）における指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者並びに指定通所介護事業者等で提供する宿泊サービスを提供する事業者

(報告すべき事故の範囲)

第3条 事業者が、報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) サービス提供中の利用者の怪我又は死亡事故の発生
 - ア 「サービス提供中」とは、送迎・通院等を含む。
 - イ 「怪我」とは、転倒又は転落に伴う骨折及び出血、火傷、誤嚥、誤薬等で医療機関において治療（当該施設内及び併設医療機関での医療処置を含む。）又は入院したものを原則とする。
 - ウ 怪我、死亡事故等については、事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故を含む。
 - エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。
- (2) 感染症、食中毒、結核の発生又はそれが疑われる事例
 - ア 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に規定するもののうち、原則として一類から五類及び新型インフルエンザ等感染症とする。
 - イ 同一の感染症、食中毒、結核の患者又はそれらが疑われる死亡者又は重篤患者（医療機関への入院）が1週間以内に2名以上発生した場合
 - ウ 同一の感染症、食中毒、結核の患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

エ ア及びイに掲げるもののほか、特に管理者が報告を必要とすると判断した場合
オ 関連する法に届出義務が規定されている場合には、これに従うこと。

(3) 利用者が行方不明となった場合

ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合

イ 警察に捜索願を届け出た場合

(4) 従業員の法令違反、不祥事等があった場合

(5) 火災、地震、風水害、その他これらに類する災害による被害

(6) その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合

上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しい影響を与えた場合

(報告手順)

第4条 報告の手順は、次のとおりとする。

(1) 事業者は、前条第1号及び第3号に該当する事故が発生した場合は、第一報を速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市に対して第一報を事故報告書（別記第1号様式）により報告する。その際、少なくとも事故報告書内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告する。

(2) 事業者は、前条第2号に該当する事故が発生した場合は、第一報を速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市に対して第一報を速やかに事故報告書（別記第2号様式）により報告する。

(3) 前号の事故報告書は、必要な項目が明記されていれば別様式でも差し支えないものとする。

(4) 事業者は、前条第4号から第6号までに該当する事故が発生した場合は、第一報を速やかに当該利用者の家族に連絡するとともに、市に対して第一報を速やかに任意の様式により報告する。

(報告先)

第5条 報告先については、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号及び第3号から第5号までに該当する事故の場合

八戸市介護保険課。ただし、八戸市以外の被保険者の場合は、被保険者の属する保険者市町村にも事故報告を行うこと。

(2) 第3条第2号の場合

八戸市保健所及び八戸市介護保険課。ただし、八戸市以外に所在する事業者の場合は、所在地を所管する各保健所に事故報告を行うこと。

(利用者等への対応)

第6条 事業者は、第3条各号に掲げる事故が発生した場合、当該利用者やその家族に対して、当該事故に関する詳細な説明及び経過報告を行うほか、必要に応じて謝罪や損害賠償等の迅速かつ丁寧な対応を行わなければならない。

(市の対応)

第7条 市は、第4条第1号、第2号及び第5号の規定による報告を受けた場合、当該事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うとともに、必要に応じて、他の市町村及び青森県と連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。